

〔 平 14. 8. 27 〕
〔 基礎小 16 - 2 〕

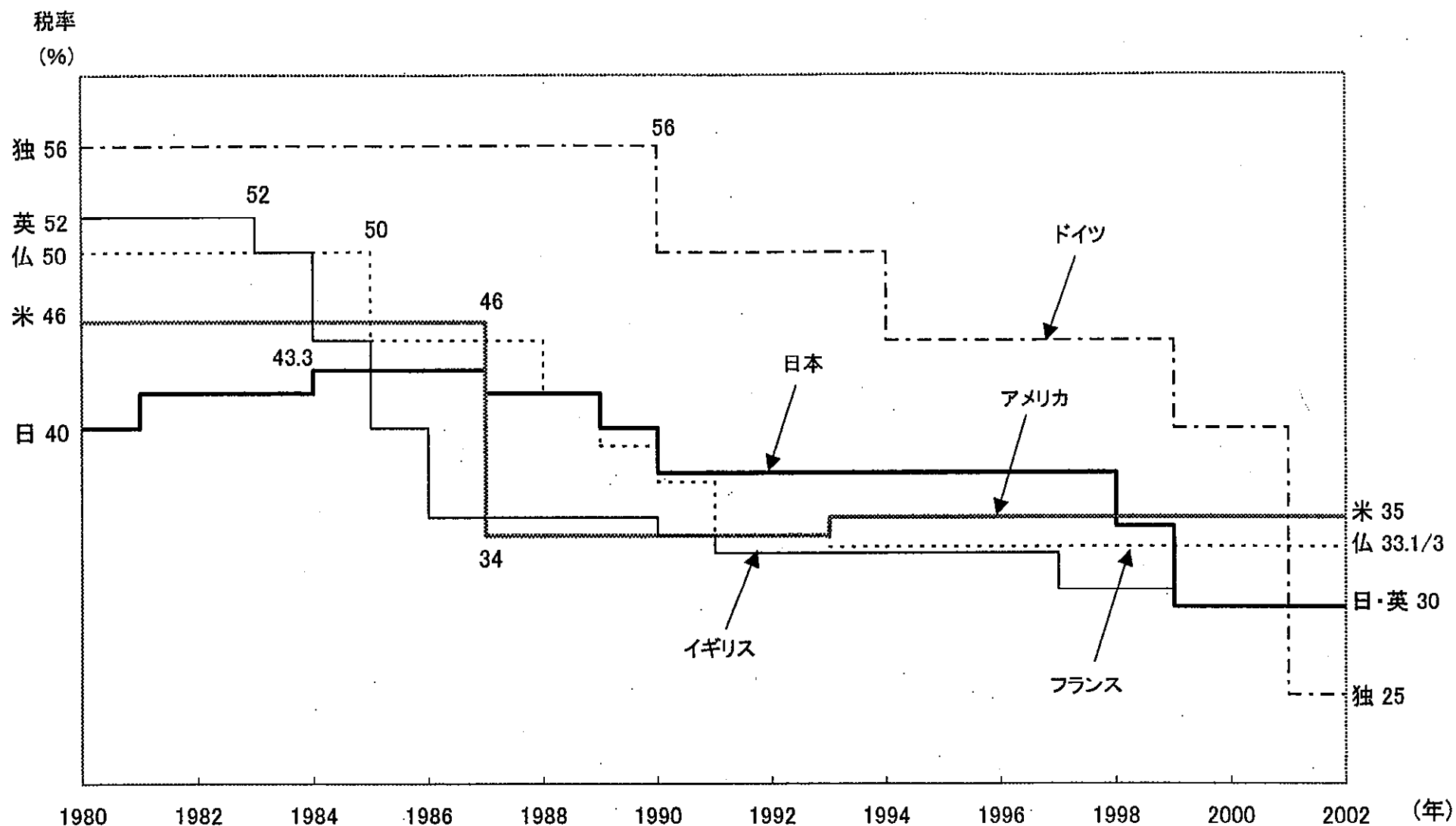
参 考 資 料

（法人税関係）

目 次

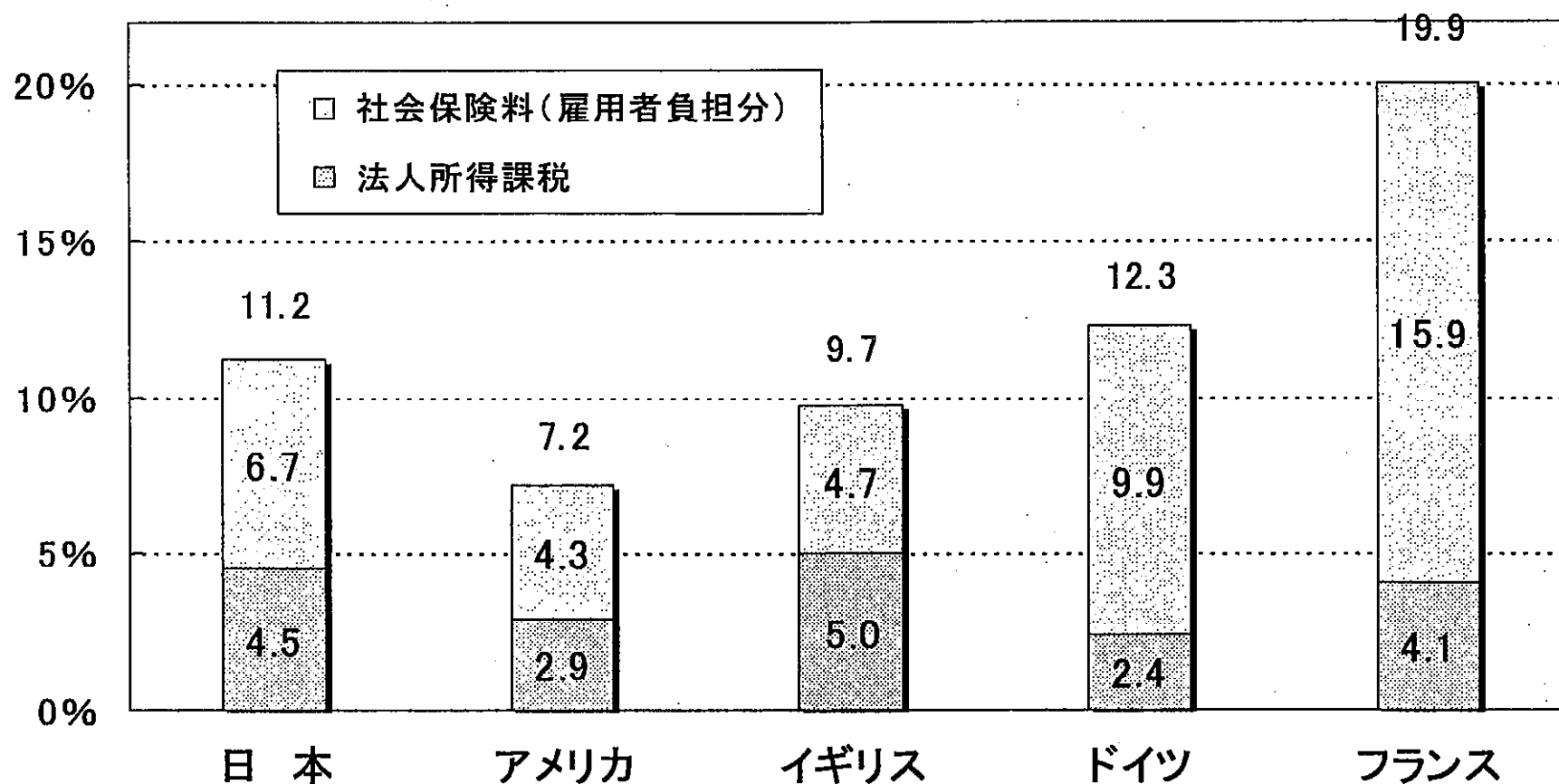
1. 主要国の法人税率(基本税率)の推移	1
2. 法人の税・社会保障負担水準の国際比較(対国民所得比)	2
3. G 7 及びアジア諸国の法人税率(国税)	3
4. アジア諸国の租税負担率(国税・対 G D P 比)	4
5. アジア諸国の税收構成比(国税)	5
6. アジア諸国における労働コストの比較	6
7. アジア主要都市の投資関連コストの比較	7
8. 主要国における研究費の対国内総生産(G D P)比の推移	9
9. 主な設備投資減税の概要	10
10. 名目設備投資及び機械受注の推移(季節調整値)	14
11. 部門別資金過不足の推移(対名目 G D P 比)	15
12. 主要国における設備投資促進に関連する税制措置の概要	16

主要国の法人税率(基本税率)の推移



(注) 日本、ドイツ及びフランスについては留保分と配当分に係る税率が異なっていた時期があったが、ここでは留保分に係る税率の推移を示している。

法人の税・社会保障負担水準の国際比較（対国民所得比）



（注1）雇用者の社会保険料には、営利法人のほか、公益法人等により支払われているものも含まれている。

（注2）アメリカ、ドイツの計数には、個人所得課税されている法人に係る負担分が含まれていない。

（備考）「OECD Revenue Statistics 1965-2000」により作成。

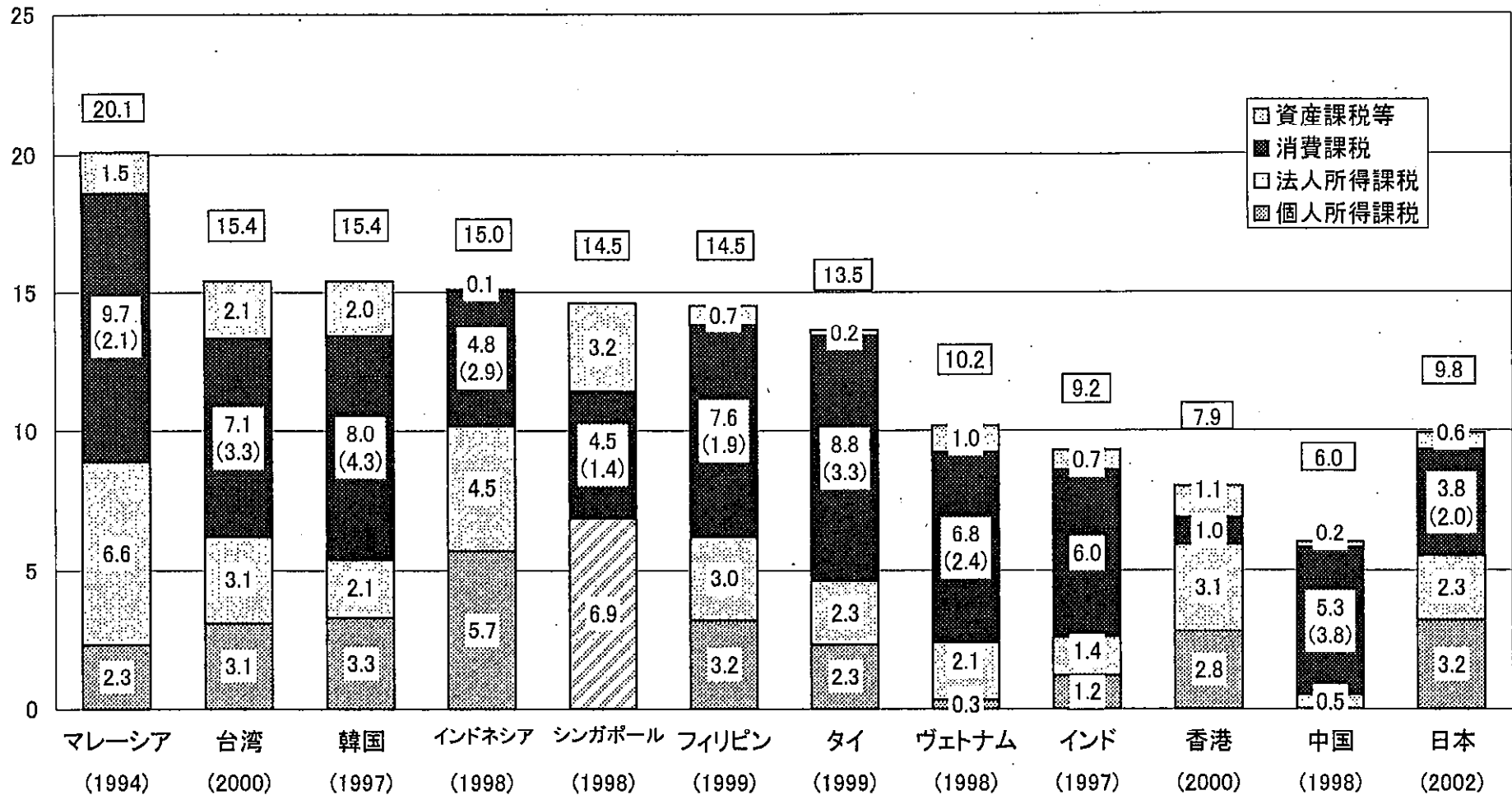
G 7 及びアジア諸国の法人税率（国税）

（2002年1月現在）

国名	法人税率	国名	法人税率
日本	30.0	韓国	27.0
アメリカ	35.0	台湾	25.0
イギリス	30.0	香港	16.0
ドイツ	25.0	シンガポール	24.5
フランス	33.33	マレーシア	28.0
イタリア	36.0	インドネシア	30.0
カナダ	25.0	タイ	30.0
中国	33.0	フィリピン	32.0

アジア諸国の租税負担率(国税・対GDP比)

(%)



(注) 1. 日本は平成14年度当初予算ベース。

2. 消費課税の()内の数字は、付加価値税等(売上税等を含む)の割合を示す。

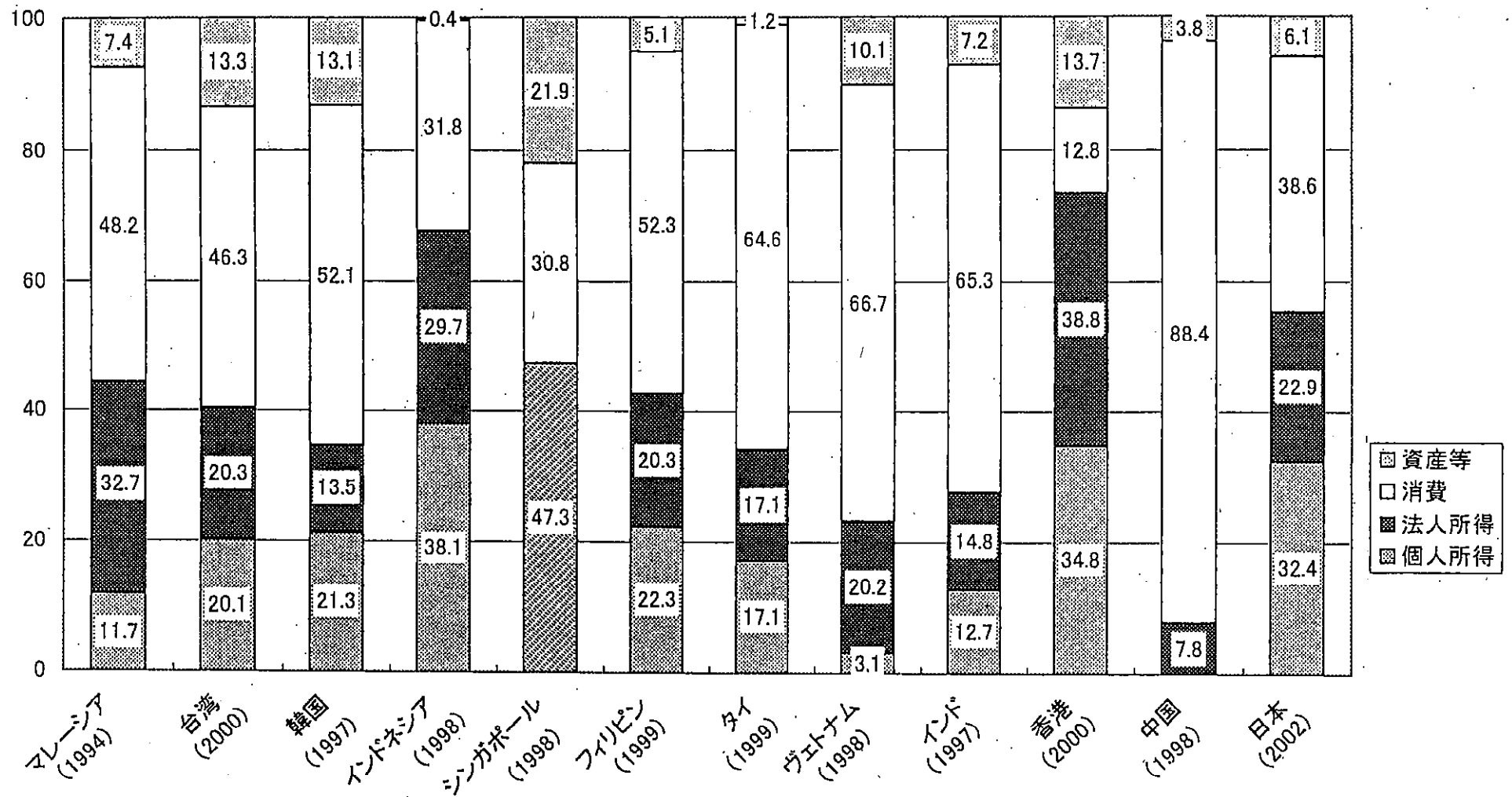
3. 税収については、台湾、香港は各国統計、その他の諸国はIMF“Government Financial Statistics Yearbook 2000”による。

4. GDPについては、台湾は各国統計、その他の諸国はIMF“International Financial Statistics Yearbook 2001”による。

5. シンガポールについては、統計上、個人所得税収と法人所得税収を区別できないため、ここでは個人所得税収と法人所得税収の合計を斜線で示している。

アジア諸国の税收構成比(国税)

(%)



(注) 1. 日本は14年度当初予算ベース。

2. 台湾、香港は各国統計、その他の諸国はIMF "Government Financial Statistics Yearbook 2000" による。

3. シンガポールについては、統計上、個人所得税収と法人所得税収を区分できないため、ここでは個人所得税収と法人所得税収の合計を斜線で示している。

アジア諸国における労働コストの比較

(単位: 米ドル)

	日 本	中 国	韓 国	香 港	シンガポール	台 湾
労働コスト	31,687	729*	10,743	13,539*	21,317*	—
(日本を100とした場合)	(100.0)	(2.3)	(33.9)	(42.7)	(67.3)	—

	マレーシア	インドネシア	タ イ	フィリピン	ベトナム	イ ン ド
労働コスト	3,429	1,008	2,705	2,450	711*	1,192
(日本を100とした場合)	(10.8)	(3.2)	(8.5)	(7.7)	(2.2)	(3.8)

(注) 労働コストは製造業の労働者1人当たりの年間賃金等を指す。

(1990・94年平均。ただし、*は1995・99年平均。)

(出所) 「2001 World Development Indicators」(世界銀行)により作成。

アジア主要都市の投資関連コストの比較

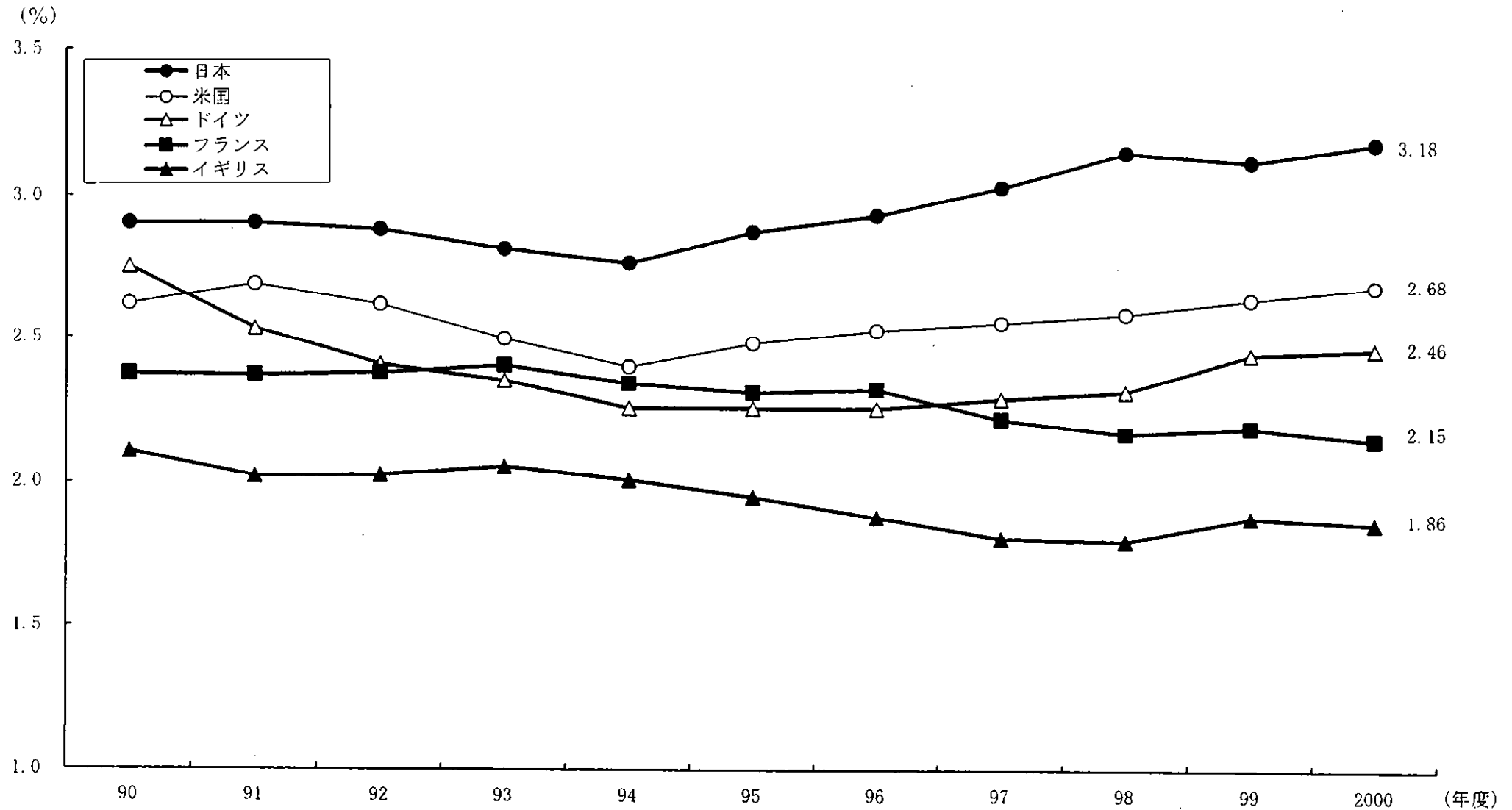
(単位：米ドル)

	シンガポール	バンコク	クアラルンプール	ジャカルタ	マニラ	ホーチミン	ヤンゴン	ニューデリー	コロンボ	横浜
賃金（月額）										
・ワーカー（一般工職）	442～594	147	341	30～214	114～244	76～114	23～40	124～174	42～67	3,288
・エンジニア（中堅技術者）	1051～1944	325	649	33～322	237～383	158～274	72～137	223～298	81～149	4234～5001
地価・事務所賃料等（m ² 当り）										
・工業団地購入価格	634	45.85	49～99	50～75	85	n.a	n.a	12.83	8	1,539
・工業団地借料（月額）	6.9	0.50	5.7～8.5	4.3～4.8	85	2.25/年	1.88/年	n.a	0.02	n.a
・事務所賃料（月額）	49.91	10.09	17	19～20	27.58	14～16	16	23.02	13.53	30.7～36.4
通信費										
・電話架設料	28.79	149.08	164.0	48.26	70.04	124.12	1,550	81.27	163.8	646.82
・電話基本料金月額	4.78	2.29	9.21	4.19	13.41	1.86	7.5	4.06	4.37	15.55
公共料金										
・電気料金（KWh当り）	0.07	0.04	0.05	0.0245～ 0.0298	0.037～ 0.040	0.07、0.11	0.08	0.06	0.06	0.14
・水道料金（m ³ 当り）	1.05	0.22～0.36	0.32	0.1067～ 0.2654	0.18	0.28、0.45	0.88	0.04	0.34	0.36
法人所得税（％）	基本 25.5 (注)2002年 より24.5	基本 30	基本 28	～5% 10% 15% 30%	32	基本 25 優遇10～20	35～40	基本 38.5 (課徴金10 %含む)	0～35%	基本 30

	ソウル	北 京	上 海	大 連	瀋 陽	重 慶	深 圳	香 港	台 北	横浜(再掲)
賃金(月額)										
・ワーカー(一般工職)	536~1,159	177	126~272	54~195	126~132	100~132	70~135	778~1,560	665~786	3,288
・エンジニア(中堅技術者)	1002~1509	309	181~544	72~278	182~222	107~222	219~458	853~1,924	1088~1451	4234~5001
地価・事務所賃料等(m ² あたり)										
・工業団地購入価格	127	60	25	46	26	36~45	31.03	243.70	453~484	1,539
・工業団地借料(月額)	0.09	3.6~5.4	0.50	2.42	n. a	2.2	1.19~1.66	n. a	2.40	n. a
・事務所賃料(月額)	35	30~42	24.00	42.66	25	13	14.27	34.48~ 66.20	26.00	30.7~36.4
通信費										
・電話架設料	204	147.4	152.23	36.24	60.41	48	118.91	60.92	30.00	646.82
・電話基本料金月額	2	4.0	5.80	2.36	3.38	2.9	4.52	11.54	11.00	15.55
公共料金										
・業務用電気料金 (KWhあたり)	0.04	0.07	0.07	0.07	0.05~0.09	0.044	0.09~0.12	0.12	0.1、0.08	0.14
・業務用水道料金 (m ³ あたり)	0.57	0.3	0.15	0.27	0.08	0.18	0.23、0.29	0.41~1.41	0.21、0.35	0.36
法人所得税(%)	16~28 (注)2002年度 より15~27	一律33	一律33	一律33	一律33	一律33	15	16	最高 25	基本 30

(資料) 日本貿易振興会「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(2000年12月調査より抜粋)

主要国における研究費の対国内総生産（GDP）比の推移



- (注) 1. 国際比較を行うため、各国とも人文・社会科学を含めている。
 2. 日本は、1996年度（平成8年度）よりソフトウェア業が新たに調査対象業種となっている。
 3. 米国は暦年の値で、2000年度は暫定値である。
 4. フランスの2000年度は暫定値である。
 (備考) 文部科学省「14年度版科学技術白書」より作成。

主 な 設 備 投 資 減 税 の 概 要

	項 目	制 度 の 概 要
1	エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制） 〔創設：昭和56年度〕	エネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。）とのいずれかの選択適用を認める。ただし、中小企業者等以外の法人については特別償却のみを認める。
2	旧中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制） 〔創設：昭和59年度〕 ※ 平成14年度改正において <u>廃止</u>	中小企業者等が、電子機器利用設備の取得等をして事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（※）とのいずれかの選択適用を認める。ただし、資本金 3,000万円超の法人については30%の特別償却のみを認める。なお、一定のリース資産の賃借をして事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について7%の税額控除（※）を認める。 （※）法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。
3	中小企業等基盤強化税制 〔創設：昭和62年度〕	事業基盤強化設備の取得等をして事業の用に供した場合には、基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（※）とのいずれかの選択適用を認める。ただし、中小企業等関係立法に係る措置については、資本金 3,000万円超の法人は30%の特別償却のみを認める。なお、一定のリース資産の賃借をして事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について7%の税額控除（※）を認める。 （※）法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。
4	沖縄の特定地域における工業用機械等の税額控除 〔創設：平成10年度〕	沖縄の特定の地域として指定された地区において、特定の機械装置、器具備品及び建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の15%（建物等については8%）の税額控除（法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。）を認める。
5	中小企業投資促進税制 〔創設：平成10年度〕	中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をして製造業等の事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（※）とのいずれかの選択適用を認める。ただし、資本金 3,000万円超の法人については、30%の特別償却のみを認める。なお、一定のリース資産の賃借をして事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について7%の税額控除（※）を認める。 （※）法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。

6	公害防止用設備の特別償却 〔創設：昭和42年度〕	公害の防止に資する機械その他の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額（大企業の場合には、取得価額の75%相当額）の16%（一定の構築物については12%）の特別償却を認める。
7	船舶等の特別償却 〔創設：昭和26年度〕	一定の船舶及び機械その他の設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の16%（10%、18%、19%）の特別償却を認める。
8	特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却 〔創設：昭和59年度〕	特定高度技術産業集積地域内において、高度技術産業用設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額（大企業の場合には、取得価額の75%相当額）の15%（建物等については8%）の特別償却を認める。
9	事業革新設備等の特別償却 〔創設：昭和62年度〕	(1) 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画の認定等を受けた法人が、事業革新設備の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の18%（24%）の特別償却を認める。 (2) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の認定を受けた認定事業者が、製造過程管理高度化設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の12%（建物等については6%）の特別償却を認める。
10	特定電気通信設備等の特別償却 〔創設：平成2年度〕	(1) 電気通信基盤充実設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%の特別償却を認める。 (2) 電気通信利便性充実設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の7%（6%、12%）の特別償却を認める。 (3) 広帯域加入者網普及促進設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の18%の特別償却を認める。 (4) 電気通信役務安定提供設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の5%（12%）の特別償却を認める。 (5) 放送番組制作効率化設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%の特別償却を認める。 (6) 中小企業者等が不正アクセス防御設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%の特別償却を認める。

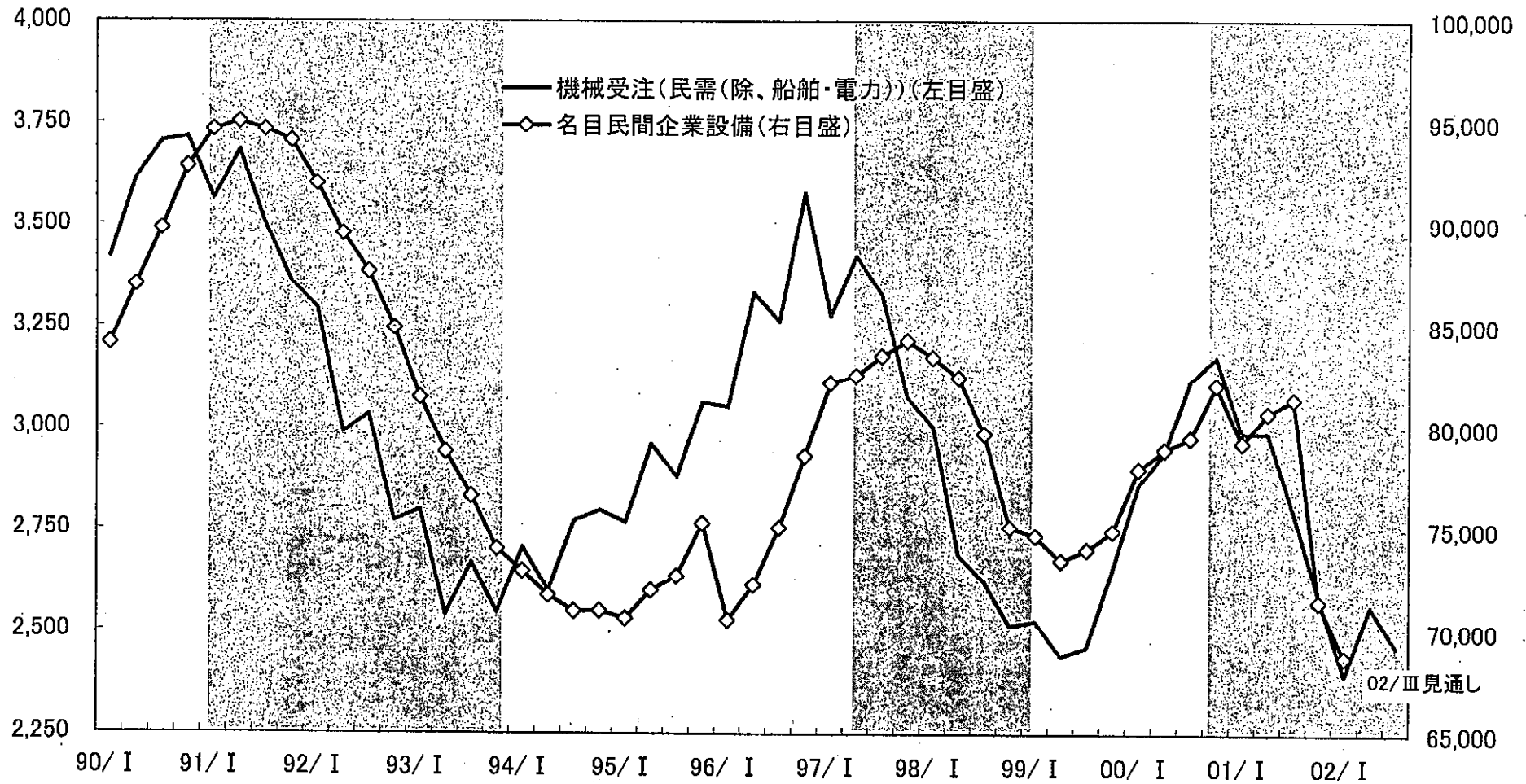
11	再商品化設備等の特別償却 〔創設：平成8年度〕	再商品化設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の23%又は14%の特別償却を認める。
12	特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却 〔創設：平成8年度〕	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の特定集積地区内において、輸入関連事業用資産の取得等をして輸入関連事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の20%（建物等については10%）の特別償却を認める。
13	農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却 〔創設：昭和46年度〕	農村地域工業等導入地区において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において9%（建物等については5%）の特別償却を認める。
14	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却 〔創設：昭和61年度〕	半島振興対策実施地域において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において11%（建物等については6%）の特別償却を認める。
15	過疎地域等における工業用機械等の特別償却 〔創設：平成12年度〕	過疎地域等において、工業用及びソフトウェア業用の機械装置並びに工場用、旅館業用及びソフトウェア業用の建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において11%（建物等については7%、水源地域における機械装置については12%）の特別償却を認める。
16	離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却 〔創設：平成4年度〕	離島振興対策実施地域において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において11%（建物等については7%）の特別償却を認める。
17	沖縄の産業高度化地域における工業用機械等の特別償却 〔創設：平成14年度〕	沖縄の産業高度化地域において、工業用機械装置、器具備品及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において34%（建物等については20%）の特別償却を認める。
18	沖縄の自由貿易地域における工業用機械等の特別償却 〔創設：昭和47年度〕	沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において50%（建物等については25%）の特別償却を認める。

19	沖縄の離島におけるホテル業等用の建物等の特別償却 〔創設：平成9年度〕	沖縄振興特別措置法の離島の地域において、旅館業用の建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において8%の特別償却を認める。
20	医療用機器等の特別償却 〔創設：昭和54年度〕	(1) 医療保健業を営む法人が医療用機器等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の14%（看護業務省力化機器は16%、一定の救急医療用機器は20%）の特別償却を認める。 (2) 民間事業者による老後の保健及び福祉の向上のための総合的施設の整備の促進に関する法律の認定事業者が特定民間施設の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の8%の特別償却を認める。 (3) 医療保健業を営む法人が特定医療用建物の取得等をして事業の用に供した場合には、5年間10%（8%）の割増償却を認める。 (4) 医療保険業を営む法人が建替え病院用建物の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において基準取得価額の15%の特別償却を認める。
21	経営基盤強化計画に係る機械等の割増償却 〔創設：平成11年度〕	中小企業経営革新支援法に基づく経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等の構成員等である法人が有する機械等につき、5年間27%の割増償却を認める。
22	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等 〔創設：昭和48年度〕	(1) 障害者雇用割合が50%（雇用障害者数が20人以上の場合は、25%）以上である法人の機械及び工場用の建物等並びに車両運搬具につき、5年間24%（工場用の建物等については32%）の割増償却を認める。 (2) 鉄道事業、運輸事業又は一般旅客自動車運送事業を営む法人が障害者対応設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%（20%）の特別償却を認める。
23	倉庫用建物等の割増償却 〔創設：昭和41年度〕	特定の臨港地区又は物資流通拠点区域において、一定の倉庫用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、5年間12%の割増償却を認める。

(四半期:10億円)

名目設備投資及び機械受注の推移(季節調整値)

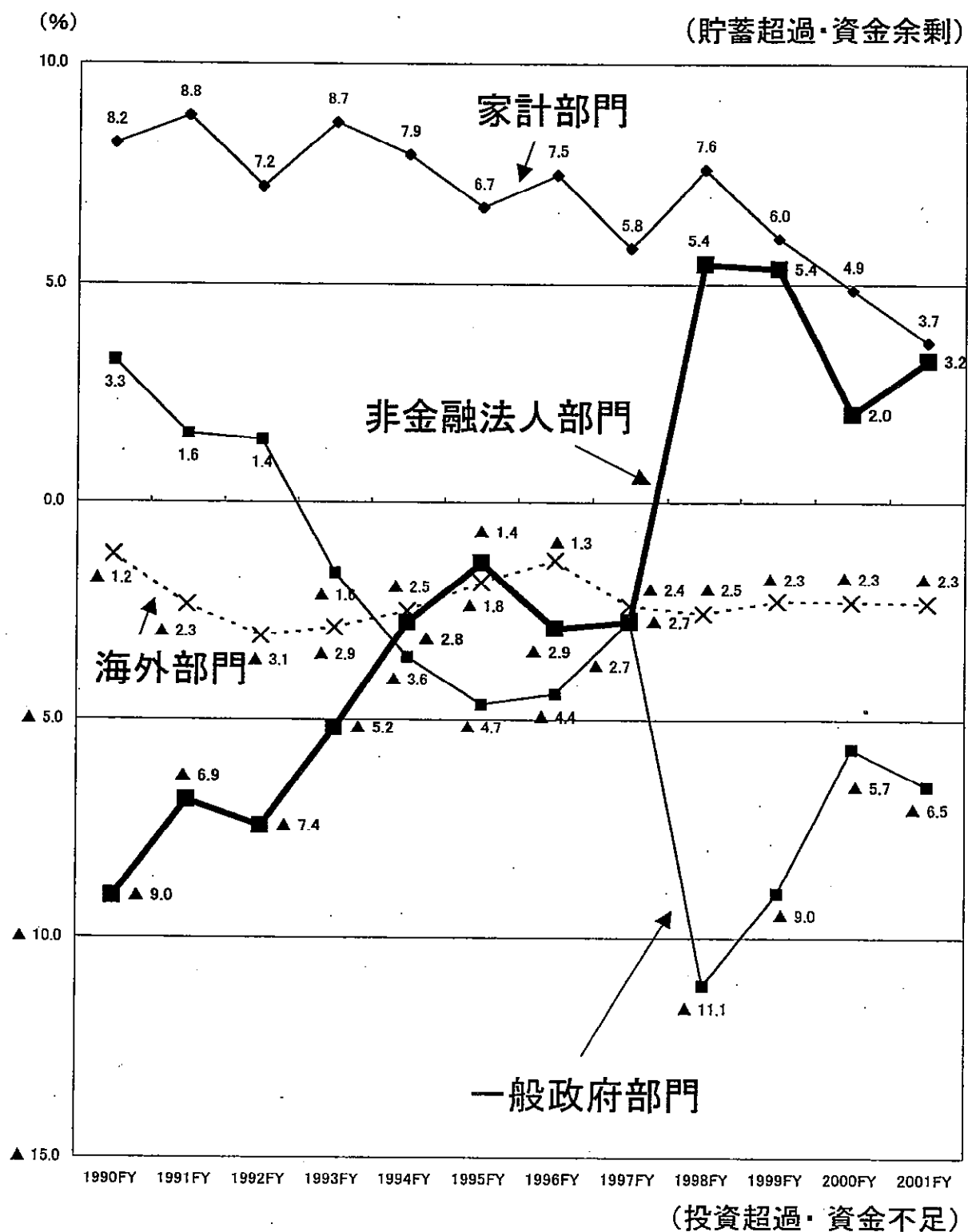
(年率:10億円)



(注)網掛け部分は景気後退局面。

(出典)機械受注統計(内閣府)、国民経済計算(内閣府)

部門別資金過不足の推移（対名目GDP比）



(注) 2001年度は速報値。

(資料) 日本銀行「資金循環統計」、内閣府「国民経済計算」

主要国における設備投資促進に関連する税制措置の概要

1. 償却制度の特例

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
□ 初年度 30%の特別償却 2001年9月11日の同時テロ発生より8年以内に取得した減価償却の対象となる動産について、初年度に30%の特別償却(及びこれに加えて通常の償却)が認められる。 □ 再植林費用 植林業者等の支出した再植林費用(年間1万ドルを限度)について、通常の償却方法に代えて、84ヶ月にわたって定額法による償却を行うことが認められる。 □ バリアフリー化費用 障害者等に対する公共交通及び建築物の障害を除去するために支出した費用(年間1万5千ドルを限度)について、減価償却ではなく、即時償却を選択することが認められる。 □ 公害防止設備 1975年以前から稼働している工場等に設置される公害防止設備の取得費用について、その一部を60ヶ月にわたって定額法による償却を行うことが認められる。	□ 中小法人の機械設備 通常 25%定率法による償却のところ、初年度に40%の償却が認められる。 □ 小規模法人の情報通信技術 通常 25%定率法による償却のところ、初年度 100%償却が認められる。 □ 海洋船舶 耐用年数が25年以上で通常6%定率法による償却によるところ、25%定率法による償却が認められる。 □ 試験研究に係る設備等 通常 25%定率法(機械設備の場合)又は4%定額法(建物の場合)による償却のところ、初年度 100%償却が認められる。	□ 中小企業の設備財産(動産) 企業創立者の支出した設備資産の製造・取得費用について、通常の償却に加えて、5年間に20%の特別償却が認められる。 (注)20%の特別償却額は、5年間に均等に割り当てる必要はなく、納税者が任意に割り当てて償却することができる。ただし、償却額が製造・取得額を上回ることはいできない。(以下同じ) □ 商船・漁船 製造・取得費用について、通常の償却に加えて、5年間に40%の特別償却が認められる。 □ 国際線航空機 製造・取得費用について、通常の償却に加えて、5年間に30%の特別償却が認められる。 □ 記念建造物の修繕費用 通常の償却の代わりに、10年間にわたって定額法で償却することが認められる。	□ 公害防止施設(建物・構築物) 2002年12月31日までに建設された工業排水浄化施設、大気汚染防止及び臭気防止施設の建設費用について、12ヶ月で償却を行うことが認められる。 □ 省エネルギー設備 2006年12月31日までに製造・取得したものについて、12ヶ月で償却を行うことが認められる。 □ 電気自動車 2002年12月31日までに取得したものについて、12ヶ月で償却を行うことが認められる。 □ 騒音防止設備 2002年12月31日までに取得したものについて、12ヶ月で償却を行うことが認められる。

(注)アメリカでは、1986年以降、従来の加速度償却を改めた修正加速度償却が適用されている。

主要国における設備投資促進に関連する税制措置の概要

2. 税額控除

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
投資税額控除 以下の3つの投資税額控除がある。 (注)1986年改正により、一般的な投資税額控除は廃止された。 □ 建物修復費税額控除 適格な歴史的建物の修復費の20%、又は1935年以前に事業の用に供された建物の修復費の10%の税額控除が認められる。 □ 省エネルギー設備税額控除 太陽熱・地熱等を利用して発電・冷暖房等を行う装置の取得費用の10%の税額控除が認められる。 □ 再植林費用税額控除 再植林費用(年間1万ドルを限度)の10%の税額控除が認められる。	なし	なし (政令により、一定の設備財産(動産)に対する投資につき、投資額の7.5%を限度として税額控除を認める制度が存在するが、1967年の制定以来、未発動となっている。)	なし (1960年代～70年代にかけて、個別の立法により3回、一定の資産に対する投資額の10%の税額控除が認められたことがあるが、以降、一般的な投資税額控除は認められていない。)

(注)ドイツでは、投資補助金制度(旧東独地域における設備財産(動産)の取得・製造費用及び営業用建物の建設費用に対して12.5%(中小企業に対しては25%)、賃貸住宅建設費用に対しては10%を税の還付として支給する制度)が存在する。